

令和2年 年頭のごあいさつ



独立行政法人 中小企業基盤整備機構
理事長 豊永 厚志

新年、明けましておめでとうございます。令和2年の新春を迎えるにあたり、年頭のご挨拶を申し上げます。

今夏には半世紀ぶりに東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。世界各国から多くの外国人観光客が我が国を訪れることが予想され、インバウンドなど関連需要の拡大も期待されています。中小企業・小規模事業者の皆様にとっては、この機を捉えて前向きな取組みを行うことで、大きく飛躍するチャンスのある年であって欲しいと願います。

昨年を顧みますと、夏以降に相次いだ台風や豪雨等の災害は、中小企業・小規模事業者の経営にも大きな影響を及ぼしました。被災の皆様には、改めて心よりお見舞いを申し上げますとともに、当機構といたしましても、特別相談窓口を設置したほか、仮施設整備の支援や復興支援アドバイザーの派遣、小規模企業共済災害時貸付けなど、事業者の皆様がいち早く事業の再開ができるよう復興支援事業を進めているところです。

中小機構は、日本経済を支える中小企業・小規模事業者が、安定的に事業を継続できるよう、防災・減災対策のための計画策定支援や支援機関等の人材育成、事業再生等を支援していくほか、小規模企業共済・経営セーフティ共済を確実に運営し、「経営環境の変化への対応の円滑化」を推し進めてまいります。

特に小規模企業共済については、小規模企業の経営者が事業活動を停止した後の生活安定を図るための制度として、より多くの方々に参加していただきたく一層の制度普及活動が必要であると考

えております。令和元年度においては10万人の小規模企業経営者の方々の加入を目標に普及活動を展開しているところです。今年4月からの令和2年度においても制度の普及活動を令和元年度同様に展開していく予定です。

また、昨年11月から、小規模企業共済チャットボットと経営セーフティ共済チャットボットのサービスを始めました。小規模企業共済や経営セーフティ共済への加入を検討している方や、毎月の掛金の増額や前払いなどを考えているご契約者からのお問い合わせに、AI(人工知能)を活用したチャットボットが、24時間365日、いつでも自動で回答するサービスとなっております。今後も、問い合わせの多い質問へのFAQの搭載や、対応範囲の拡大などを通じて、サービスの向上を進めていく予定です。

近年喫緊の課題となっている経営者の高齢化に伴う後継者不在の問題に関しては、後継者候補の確保・育成支援など「事業承継・事業引継ぎの促進」に向けた支援を強力に進めてまいります。

また、IT導入促進を通じた「生産性向上」や、イノベーションや地域経済の活性化のための起業・創業・成長支援、インバウンドの取り込み、販路開拓・海外展開などといった「新事業展開の促進・創業支援」など、中小企業・小規模事業者の多様なチャレンジを後押しするための支援も積極的に取り組んでまいります。

皆様方におかれましては、この1年が更なる飛躍の年になるようお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

令和2年度 加入促進協議会開催

中小機構は令和2年度の小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の加入促進協議会を11月22日に開催しました。

「令和元年度加入状況及び加入促進の取組について」説明され「令和2年度加入促進計画(案)」が、小規模企業共済制度と中小企業倒産防止共済制度それぞれ承認されました。また小規模企業共済制度及び経営セーフティ共済のチャットボットが紹介され、参加した各委員に向けてデモンストレーションが行われました。



■中小企業庁挨拶

中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課
課長 岡田 智裕



日頃より、加入促進活動にご協力いただき、ありがとうございます。皆様のご協力もあり、井上理事からお話がありました通り、小規模企業共済制度の加入状況は順調

で、脱退も少なく抑えられていることから在籍者数は増加と順調な推移となっています。これもひとえに、皆様のご尽力の賜物と感謝しております。一方で、加入者の平均年齢は58歳となっています。その中でも、60歳以上の割合は44%と高齢化が進み、このままの推移では制度の安定的な運営に影響があると考えます。小規模企業共済は、5年ごとの見直しが法律で規定されています。来年は、その見直しの年にあたります。今年の9月から中小企業庁の中に小委員会を立ち上げ、制度改正の議論を進めております。その中で制度の若返り、安定的な運営のために若年層の取達が重要との問題意識で議論を始めています。事業者に直接アプローチしていただいている皆様方にも、これまでも非常にご協力いただいておりますが、若年層への

訴求も頭に入れて、ご尽力いただければと思います。最後に、近年は台風など甚大な自然災害が頻発しております。被災地の方々が、廃業に至ることのないように、前例にとらわれない、事業者に寄り添った支援策のパッケージを打ち出しておりますが、それでも、やはり廃業せざるを得ない方の廃業後の生活の支えという観点からも共済制度をしっかりと運営していく必要がありますので、そういった意味でも引き続きご協力方お願いいたします。

■開催挨拶

中小企業基盤整備機構
理事 井上 秀生



委員の皆様方には、平素より機構の業務に格別のご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。さて、昨年度までの、第三期中期計画の5年間で、在籍の人数に大きな動きがありました。小規模企業共済については、123万人から143万件と20万人増加。また、中小企業倒産防止共済制度は48万社と、過去最大の在籍数を達成いたしました。これもひとえに、皆様のご尽力の賜物と受け止めてお

ります。本年の加入促進につきましては半年を経過しましたが、両共済制度ともに年度目標を上回る勢いで加入が増えています。令和2年度は両共済とも在籍率1%以上の向上を目指してまいります。

また、本年度4月より地域本部の体制の見直しを行いました。従来の事業部門別の組織を見直し、共済部から連携支援部に再編し、皆様との連携と支援を強化する体制を整えてまいります。地域本部では共済という名前は消えますが、今まで以上に全職員で共済制度を推進いたします。引き続き、皆様方の格別のご協力をお願いいたします。

■加入促進計画

〈小規模企業共済〉

平成31年度から始まった第四期中期目標期間においては、国から5年間で在籍率を第三期末より5%以上向上するよう指示を受けています。第四期の2年目となる令和2年度においては、年度計画において在籍率を令和元年末より1%以上向上することを目標にしています。これらと、前年度の実績及び加入状況を踏まえて、令和2年度の新規加入者の目標を10万件といたします。

この目標を達成するために、新たな切り口による加入促進を提案いたします。従来の普及活動に加えて、創業者と会社経営者と農業及びサービス業へのアプローチを行います。また、これまでのきめ細かな広報活動に加えて、機構のホームページ上でのPR動画を放映したり、チャットボットサービスは24時間対応で、新規加入や増額の問い合わせに対して、コンピュータが回答します。さらに、インターネット広告も実施していきます。

〈中小企業倒産防止共済(経営セーフティ共済)〉

令和2年度においては、26,000件の加入件数を目指します。この目標を達成するために、全国津々浦々まで届く制度普及及び加入促進活動を展開します。加入促進活動においては、加入推進団体制度・加入推進代理店制度の活用や、業務委託機関トップに向けたセールスの推進、業務委託機関担当者等に対する研修の充実を図ります。さらに、地方自治体に対する掛金助成制度の創設を働きかける他、小規模企業共済制度と同様に機構ホームページ上でチャットボットサービスを提供します。

加入促進協議会委員の皆様

全国商工会連合会 企業支援部長
日本商工会議所 中小企業振興部長
全国中小企業団体中央会 総務企画部長
全国知事会 調査第三部長
一般社団法人 全国青色申告会総連合
常務理事兼事務局長
公益社団法人 全国中小企業振興機関協会
事務局長
一般社団法人 企業共済協会 専務理事
株式会社 商工組合中央金庫 資産サポート部長
一般社団法人 全国銀行協会 業務部長
一般社団法人 全国地方銀行協会 業務部長
一般社団法人 第二地方銀行協会 業務部長
一般社団法人 全国信用金庫協会 業務管理部長
一般社団法人 全国信用組合中央協会
調査企画部長

上半期の活動だけで全国一位の成果を出す

鹿児島県内に42店舗を展開する鹿児島信用金庫は、地域や取引先の様々な課題解決に向けた活動に努め、順調な業績を収めています。日本銀行によるマイナス金利の影響を最小限にとどめるために、事業性評価を重視した融資にも積極的に取り組み、独自性を発揮した地域の成長と価値創生を目指しています。地域に根差した強固な金融機関として、地域経済の活性化と持続的な発展に向け、役職員一同が全力を尽くしています。

令和元年の小規模企業共済の加入件数が、年間で1,500件(2019年10月時点)を超える高い成績を収めた理由について、中俣義公理事長は、次のように話します。

「当金庫は『地方創生』に向けて地域貢献活動『かしの杜』事業を推進し、1996年から鹿児島県内の企業経営者やビジネスパーソンなどを対象に『かしん経済大学』を開校しています。こうした取り組みを通して、地域に根差した強固な金融機関としてお取引先様からご支持をいただいています。そうした信頼が、小規模企業共済の加入促進にもつながったと思います」

鹿児島県では、毎年1万人程度の人口が減少しています。事業所も年間で1千者ほど減っています。人口減少が社会や経済に大きな影響をもたらしている鹿児島県において、業績を伸ばしています。中俣理事長は、「小規模企業共済の手数料が、当金庫にとっても大きな収益につながりました。上半期に集中してお取引先様に紹介することで、1,500を超える契約につながりました」と話します。

大きな成果を出した背景について、市川常務は次のように説明します。

「昨年度は企業経営者を中心に小規模企業共済を説明してきましたが、今年度は役員や共同経営者でも加入できることをお伝えして、加入件数を伸ばすことができました」

鹿児島信用金庫のベテラン職員の中には、過去にも小規模企業共済を取り扱った経験がありました。そうした経験者が若手の職員と一緒に取組んで取引先に訪問することで、提案のポイントなどを習得していきました。市川常務は「小規模企業共済の提案は、お取引先様から『ありがとう』と言われる案件です。それは渉外担当にとって、大きな励みになります」と評価します。

来年度も、鹿児島信用金庫では積極的に小規模企業共済を提案していく考えです。中俣理事長は、「小規模企業共済をきっかけに、融資などの新しいお取引につながる可能性も広がります。今後は積極的にビジネスモデルを作っていきます。そのために、中小企業基盤整備機構もパートナーとして協力していただきたいと願っています」と話します。



中俣義公理事長(中央)、市川博海常務理事(右)
立田聡子調査役(左)

今年度のモデル県となった栃木県で 上半期一位の実績を達成

栃木県那須塩原市に本店を置く那須信用組合は、地域とともに繁栄し、地域のお客様にとって一番「親近感・安心感・信頼感」のある金融機関を目指しています。令和元年度、栃木県は小規模企業共済のモデル運動実施県に選ばれ、その中で那須信用組合は9月末までの加入実績が312件となり、県内一位の成績を達成しました（信用組合で全国三位）。好成績の理由について、菊地一浩理事長は、次のように話します。

「当組合では、定期的にFS（フィールドセールス）活動を実施してきました。モデル県に選ばれた今年度は、6月に中小企業基盤整備機構の方に来組いただいて勉強会を開催し、FS活動の提案項目にも加えてきました」

FS活動とは、那須信用組合が独自に展開している地域に根ざしたキャンペーン（営業セールス）活動です。FS活動開催店舗ごとに、毎回100件の事前アポイントを取り、職員が2人一組となってお客様を訪問します。営業推進部長の石澤典雄常勤理事は、これまでの実績について振り返ります。

「FS活動は、今年の11月までに13回実施してきました。FS活動がきっかけで小規模企業共済の加入につながった実績は、35件（11.21%）に及びます。その中には、農業や林業など那須という地域ならではのお客様もいらっしゃいます」

那須信用組合では、短い訪問時間でもお客様に「なすしんファン」になっていただくために、「茶那丸くんレポート」という機関誌を菊地理事長が中心となって編纂し配布しています。同レポートの紙面には、イベントや交流会など地域に根ざした情報が掲載され、訪問先のお客様が気軽に手に

する工夫が凝らされています。

関谷文隆次長は、FS活動における小規模企業共済の効果について、次のように評価します。

「融資の予定がないお客様にも、小規模企業共済のメリットはお伝えしやすく、小規模企業共済の契約をきっかけに、当組合とのお取引を開始していただけるケースも増えています。」

今後も那須信用組合では、店舗の窓口やFS活動を通して、お客様に積極的に小規模企業共済を紹介していく考えです。菊地理事長は「小規模企業共済は、顧客本位の業務運営と、地域経済の活性化に取り組んでいる当組合にとって、まさに最適な提案内容となっています。これからも役職員のチームワークを発揮して、積極的に提案活動を推進してまいります」と話します。



「茶那丸くんレポート」を手にする菊地一浩理事長（中央）と営業推進部長の石澤典雄常勤理事（左）に関谷文隆次長（右）

令和元年台風第19号に伴う災害にかかる共済制度の特例措置について

このたびの台風により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。
小規模企業共済制度および経営セーフティ共済では、この台風の災害に対し、以下のとおり特例措置を講じております。

小規模企業共済制度にかかる特例措置

1. 掛金の納付期限の延長
2. 特例災害時貸付けの実施
3. 災害時貸付けの適用
4. 契約者貸付けの延滞利子の免除
5. 共済金の請求関係書類の省略等

1. 掛金の納付期限の延長

〈災害救助法適用地域にお住まいまたは事業所があるご契約者さま〉

ご契約者さまからのお申出を受け付け後、掛金の納付期限を延長し、令和2年6月までの掛金の納付（掛金請求）を停止することができます。

※被災証明書または罹災証明書の写しが必要となります。
※延長を希望される場合は、11月末から12月中旬を目途に中小機構から送付している用紙でお申し出ください。
※令和2年7月から、2か月分ずつの掛金を納めていただきます。

2. 特例災害時貸付けの実施

〈災害救助法適用地域内に所有する事業資産が直接被害に遭われたご契約者さま〉

以下の条件でお借り入れいただくことができます。

- ・借入額：50万円～2,000万円（掛金納付月数に応じて、掛金の7割～9割）
- ・借入期間：借入額が500万円以下の場合は4年、借入額が505万円以上の場合は6年（いずれも据置期間1年を含む）
- ・利率：0%（無利子）
- ・返済方法：据置後、6か月毎の元金均等払い
※罹災証明書または被災証明願（様式⑧840）が必要となります。（いずれも原本）

3. 災害時貸付けの適用

〈台風の影響により1か月の売上高が前年同月に比して減少することが見込まれるご契約者さま〉

以下の条件でお借り入れいただくことができます。

- ・借入額：50万円～1,000万円（掛金納付月数に応じて、掛金の7割～9割）
- ・借入期間：借入額が500万円以下の場合は3年、借入額が505万円以上の場合は5年
- ・利率：0.9%
- ・返済方法：6か月毎の元金均等払い
※被災証明願（様式⑧840）の原本が必要となります。
※道路等の途絶、資材等の流通難による売上高の減少については、「緊急経営安定貸付け」がご利用になれます。（借入条件は災害時貸付けと同じ）

4. 契約者貸付けの延滞利子の免除

〈令和元年11月1日時点で契約者貸付けの残高があり災害救助法適用地域に所有する事業資産が直接被害に遭われたご契約者さま〉

ご契約者さまからの申し出により延滞利子を1年間免除することができます。返済期日後1年以内に返済もしくは借換えの手続きをしていただくことができます。

※被災証明書または罹災証明書の写しが必要となります。
※約定返済日が令和元年10月1日以降の借入れが対象になります。

5. 共済金の請求関係書類の省略等

〈災害救助法適用地域にお住まいまたは事業所があるご契約者さま〉 共済金等の請求につき、関係書類の取扱いを以下のとおりとします。

〈印鑑登録証明書の提出または実印の押印ができない場合〉

委託機関において、運転免許証、健康保険証等により本人確認を行い、「本人証明願」（本台風にかかる適用様式（様式⑧669-4））の原本及び市区町村の証明による被災証明書または罹災証明書の写しを提出していただくことにより、本人印または押印での取り扱いを可能とします。なお、この場合、「本人証明願」に押印された印または押印と同一のものを「共済金等請求書」（様式⑧701）その他機構様式に押印してください。

〈個人事業の廃止で官公署等の証明の写しを提出できない場合〉
委託機関の証明による「個人事業の廃止証明願」（本台風にかかる適用様式（様式⑧660-6））の原本及び市区町村の証明による被災証明書または罹災証明書の写しを提出してください。

経営セーフティ共済にかかる特例措置について

1. 掛金の納付期限の延長
2. 共済金の返済期日の繰下げ
3. 一時貸付金の猶予
4. 解約手当金および一時貸付金の請求関係書類の省略等

1. 掛金の納付期限の延長

〈災害救助法適用地域に事業所があり、被害に遭われたご契約者さま〉

ご契約者さまからのお申出を受け付け後、掛金の納付期限を延長し、令和2年6月までの掛金の納付（掛金請求）を停止することができます。

※延長を希望される場合は、「掛金納付期限延長申請書」（様式⑧212）を機構ホームページからダウンロードするか機構に請求いただき、ご記入・ご捺印の上、取扱機関を通してお申し出ください

※令和2年7月から、2か月分の掛金を納めていただきます。

2. 共済金の返済期日の繰下げ

〈令和元年10月31日以前に借り入れた共済金を返済中の災害救助法適用地域に事業所があり、被害に遭われたお客さま〉

返済期日を繰り下げ、令和2年6月までの共済金の返済を停止することができます。

※被災証明書または罹災証明書の写しが必要となります。
※繰下げを希望される場合は、12月上旬を目途に中小機構から送付する「繰下げ申請書」でお申し出ください。

※令和2年7月から、共済金の返済を1か月ずつ再開していただきます。

〈令和元年11月1日以後に共済金を借り入れた災害救助法適用地域に事業所があり、被害に遭われたご契約者さま〉

令和2年4月15日までに借り入れる共済金について、初回以降の各月の返済期日を繰り下げ、返済開始を6か月遅らせることができます。

※被災証明書または罹災証明書の写しが必要となります。

※6か月の据置期間に加え、6か月の返済期日の繰下げを行うことにより、返済が開始されるのは、貸付決定から1年後となります。

※繰下げを希望される場合は、貸付決定の3か月後に中小機構から送付する「繰下げ申請書」でお申し出ください。

3. 一時貸付金の返済の猶予

〈令和元年10月31日以前に一時貸付金を借り入れた災害救助法適用地域に事業所があり、被害に遭われたご契約者さま〉

令和2年10月31日までに返済期日を迎える一時貸付金について、返済期日から6か月間、返済を猶予することができます。

※被災証明書または罹災証明書の写しが必要となります。
※猶予を希望される場合は、下記お問い合わせ先へお申し出ください。

※返済猶予期間中の違約金（延滞利息）は発生しません。

〈令和元年11月1日以後に一時貸付金を借り入れた災害救助法適用地域に事業所があり、被害に遭われたご契約者さま〉

令和元年11月1日から令和2年11月1日までに借り入れた一時貸付金について、返済期日から6か月間、返済を猶予することができます。

※被災証明書または罹災証明書の写しが必要となります。
※猶予を希望される場合は、下記お問い合わせ先へお申し出ください。

※返済猶予期間中の違約金（延滞利息）は発生しません。

4. 解約手当金および一時貸付金の請求関係書類の省略等

〈印鑑登録証明書、共済契約締結証書等の提出ができない災害救助法適用地域に事業所があり、被害に遭われたご契約者さま〉

運転免許証、健康保険証等の写しにより本人確認を行います。

〈実印の押印ができない災害救助法適用地域に事業所があり、被害に遭われたご契約者さま〉

認印または押印での処理を可能とします。

お問い合わせ

その他ご不明な点や、具体的な手続きのお問合せについては、以下にお願いいたします。

よくあるご質問等 独立行政法人 中小企業基盤整備機構ホームページ

共済相談室 TEL 050-5541-7171

【受付時間】 平日：9時～午後6時

経営セーフティ共済の後納割増金の徴求方法がかわります (中小企業倒産防止共済制度) (令和2年4月より)

経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）につきまして、掛金の後納割増金の計算方法を改めることといたしました。

つきましては、以下のとおりご対応いただきますようお願いいたします。
なお、運用を改めることについては、中小企業庁からも指示を受けております。

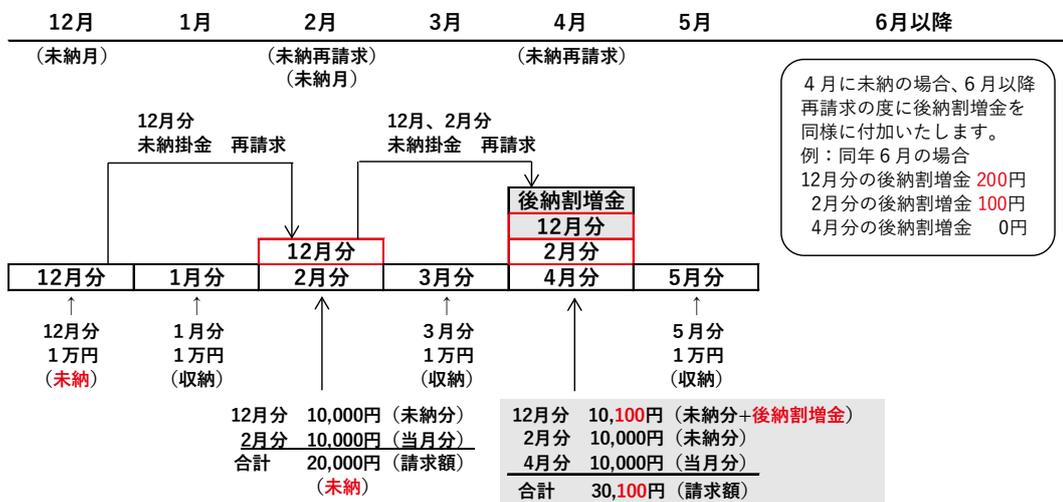
掛金の後納割増金の計算方法の変更

共済契約者が掛金を滞納した場合に発生する後納割増金について、以下のとおり取扱いが変更となりますので、ご承知おきください。なお、当該事項についての事務は、発生しません。

○掛金月額1万円で、令和元年12月および令和2年2月の掛金が未納となった場合
→以下の【図-1 現行】および【図-2 変更後】をご参照ください。

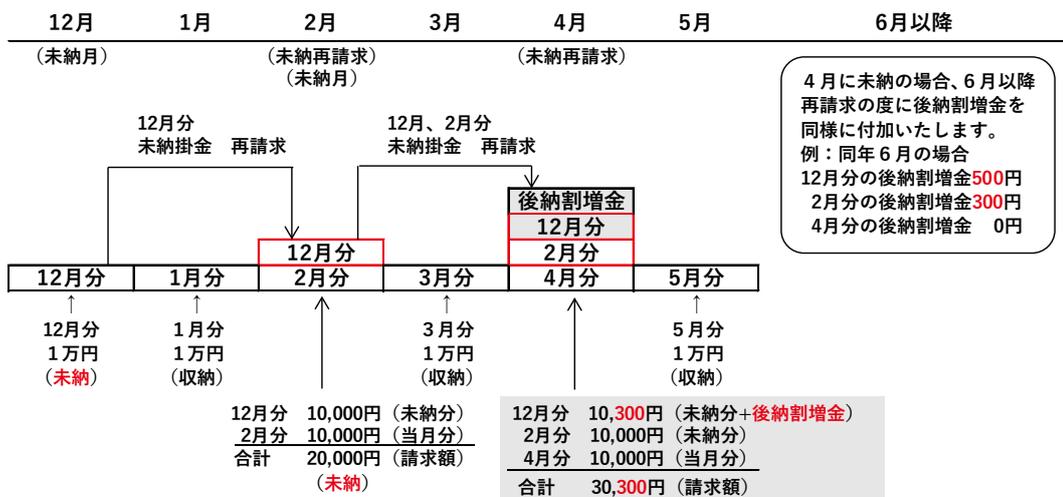
【図-1 現行】

1回目の再請求時には後納割増金は徴求せず、2回目の再請求時に後納割増金(10/1000×1回)を付加。以降は再請求ごとに後納割増金(10/1000×1回)を上記金額に付加。



【図-2 変更後】
令和2年4月以降

1回目の再請求時には後納割増金は徴求せず、2回目の再請求時に後納割増金(10/1000×3か月)を付加いたします。(納付期限を越える月数分)^注。以降は再請求ごとに後納割増金(10/1000×2か月)を上記金額に付加いたします。



注) 納付期限を越える月数について

納付期限を越える月数とは、納付期限(納付すべき月の末日)の翌日から実際に納付する前日までに経過した月数(1月未满是切り捨て)を言います。すなわち、令和元年12月未納分の掛金を令和2年4月に支払う場合、1月～3月までの3か月が納付期限を越える月数となります。

お問い合わせ

共済相談室 050-5541-7171

【受付時間】 平日：9時～18時

お知らせ

小規模企業共済 10月～12月初回掛金納付者に『掛金払込証明書』を発送

令和元年10～12月の期間に小規模企業共済の初回掛金を納付された方^{*1}（令和元年10～12月に〈現金あり〉で加入された方・令和元年10月までに〈現金なし〉で加入し、10～12月に初回の口座振替となった方^{*2}）に対し、2月上旬から中旬にかけて当機構から『掛金払込証明書』を発送いたします。

なお、〈現金あり〉で12月末までに加入申込みをしても、取扱機関での取次ぎが遅れた結果、加入承諾が翌年となるお客様もいらっしゃいます。その場合でもお申込みいただいた月が契約開始月となり、申込時に納付した掛金は契約した年の所得控除の対象となりますが、書類の取扱いは翌年となっているため、『掛金払込証明書』が発送されない場合があります。その場合は、加入申込みの際に加入窓口で発行された「領収書」にて確定申告を行うようご案内ください。

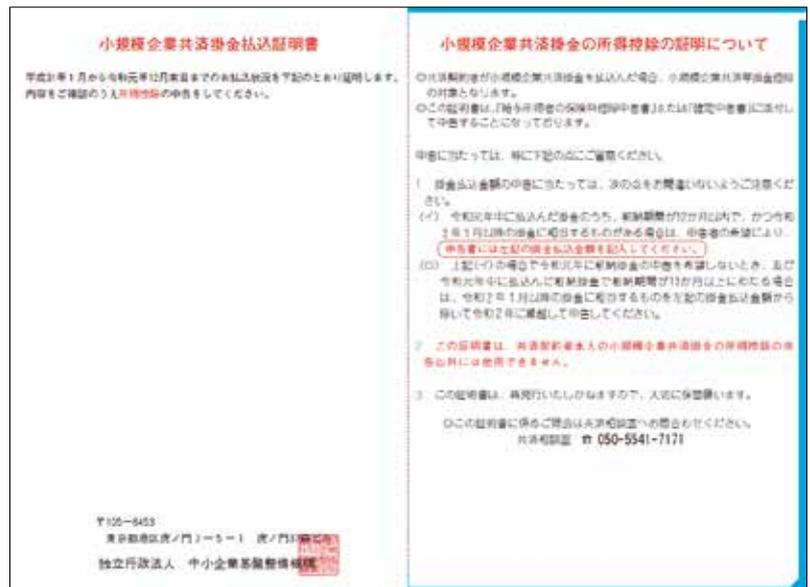
また、〈現金なし〉で加入申込みをし、初回の口座振替が令和2年1月以降となった方は、令和元年所得控除の対象となる掛金はございません。令和2年の所得控除に含めるようご案内ください。

※1 平成31年1月～令和元年9月の期間に小規模企業共済の掛金を納付された方（令和元

年9月までに〈現金あり〉で加入された方・令和元年7月までに〈現金なし〉で加入し、同年9月までに口座振替された方）には、令和元年11月中旬頃に『掛金払込証明書』を発送しています。（住所変更等によりお手元に届いていない場合は、下段をご参考に再発行のお手続きをご案内ください。）

※2 〈現金なし〉でご加入されたのち、令和元年9月までが未納となり、10～12月に初回の掛金納付をされた方を含みます。

（掛金払込証明書の見本）



小規模企業共済 『掛金払込証明書』の再発行について

『掛金払込証明書』の再発行は中小機構のホームページからでも行えます。

共済相談室（コールセンター：050-5541-7171 祝日を除く平日9時～18時）にお電話いただいても再発行できますが、年末から年度末にかけてはお客さまからのお問い合わせが多く電話が大変混み合うことから、ご契約者さまが再発行をご希望される場合には、ホームページからのお手続きをご案内ください。24時間ご利用可能です。

また、インターネットやパソコンを使用できないご契約者さまは、プッシュフォン電話による自動発送サービス（自動音声応答：042-567-3308 午前6時～夜12時）からも再発行のお手続きが可能です。

なお、ホームページ及びプッシュフォン電話をご利用の場合、再発行される『掛金払込証明書』はご契約

者さまのご登録の住所にお送りします（新たな送付先を登録することはできません）。転居等、住所変更のお手続きが必要なご契約者さまには共済相談室にお問い合わせいただきますよう、ご案内をお願いいたします。

ホームページ

<小規模企業共済 トップページ>

<http://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/index.html>

小規模共済

検索

※トップページ内「よくあるご質問」に書類の再発行のご案内に関するリンクがございますので、こちらからお入りください。

お知らせ

小規模企業共済・経営セーフティ共済（倒産防止共済制度）のチャットボットのリリースに伴い、QRコード入り各種チラシおよびチラシデータを作成しました。「還暦から始める小規模共済!!」「創業したら小規模共済!!」のチラシのご希望がございましたら、下記連絡先までお問合せください。また、その他各種データにつきましては、中小機構ホームページからご利用ください。



お問合せ先 独立行政法人 中小企業基盤整備機構
 共済事業推進部 共済事業企画課 普及担当 TEL 03-5470-1690（直通）
 FAX 03-5470-1542

～24時間・365日お問い合わせ可能になりました～

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。



小規模共済 検索 TEL 050-5541-7171 (共済相談室)

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。



経営セーフティ共済 検索 TEL 050-5541-7171 (共済相談室)

ビジネス最前線 Part1

みずほ銀行と中小機構 若手営業担当者向け説明会を開催

みずほ銀行は、若手営業担当者向け研修会で両共済制度（小規模企業共済・倒産防止共済制度）の説明会を行いました。

同行は小規模企業共済の委託代理店として、毎年2,000人以上の小規模企業共済の新規加入の実績があり、今期も中小企業者向けの営業推進に力を入れていることから、名前は知っているけれど、具体的な中身については知らない…という声が多い、小規模企業共済について、「老後の資産形成に役立つ小規模事業者の退職金制度」といった制度の概要だけでなく、具体的なターゲットやターゲット別のセールス話法、ドアノックツールとしての利用方法等について説明を行いました。

受講者たちは早朝にも関わらず真剣に説明に聴き入っていました。



中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援 IT導入の裾野を広げる「ITプラットフォーム」を構築

中小機構では、中小企業・小規模事業者の生産性向上に関する経営課題を、IT導入により解決に導くため、情報発信サイト「ITプラットフォーム」を構築しました。

これまで運営してきた、ビジネス用アプリ紹介サイト「ここからアプリ」に新たな検索機能を追加したほか、事業者のIT導入事例等を掲載し、新たなプラットフォームとし12月にリニューアルオープンしました。

サイトURLはこちら
(<https://ittools.smrj.go.jp/>)



QRコード



トップページ画像

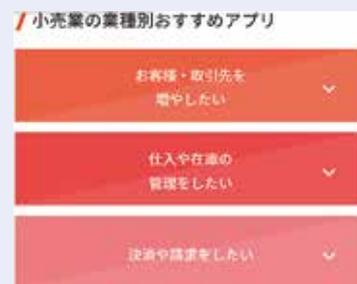
■ITプラットフォームの主な機能

1. 「ここからアプリ」に新規検索機能を追加

利用者の声なども反映し、更にアプリを検索し易くするため、以下機能を追加し、検索能力を向上させました。

- ・業種別の業務フローからアプリを検索
- ・ユーザー毎の目的からアプリを検索
- ・IT導入事例からアプリを検索

リニューアルに際して、新規に掲載するビジネス用アプリを随時公募して、アプリ情報の拡充をはかってまいります。



新検索機能の一例

2. 中小企業・小規模事業者のIT導入事例動画や記事を掲載

自社と業種や規模が類似している事業者がどのようなITツールを導入しているかを、事例動画や記事で紹介します。

3. IT導入に関する各種支援策等の情報

ITを導入する際に役立つ支援施策等の以下情報を掲載します。

- ・各地で開催するセミナー等の情報
- ・IT導入に関する様々な機関の支援施策

また、メーリングリストの登録を新たに開始しました。サイトの更新情報や登録者に有用な情報等についてもご案内していく予定です。

令和元年度 地域(ブロック)別加入実績 (令和元年10月末日現在)

	小規模企業共済			中小企業倒産防止共済(経営セーフティ共済)		
	令和元年度 加入目標件数(A)	4~10月 加入累計件数(B)	目標達成率 B/A (%)	令和元年度 加入目標件数(C)	4~10月 加入累計件数(D)	目標達成率 D/C (%)
北海道	4,470	2,031	45.4%	1,030	950	92.2%
東北	7,810	2,349	30.1%	1,810	1,359	75.1%
関東	37,470	22,036	58.8%	10,040	12,987	129.4%
北陸	2,660	1,291	48.5%	730	724	99.2%
中部	9,100	4,765	52.4%	2,360	2,724	115.4%
近畿	16,430	8,527	51.9%	4,580	6,050	132.1%
中国	6,040	2,992	49.5%	1,650	1,826	110.7%
四国	3,750	1,479	39.4%	900	936	104.0%
九州	12,270	9,489	77.3%	2,900	3,216	110.9%
合計	100,000	54,959	55.0%	26,000	30,772	118.4%

編集人 独立行政法人 中小企業基盤整備機構
発行所 〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1
TEL 050-5541-7171 (共済相談室)

年4回発行